

従業員の自動車事故・労災保険 Q&A

Q 当社の従業員Aは、正月に会社に無断で社有車を私用目的で運転していたところ、誤って人身事故を起こしてしまいました。このような事故でも会社は責任を負わなければならないのでしょうか。

A 会社の責任は免れません。使用者の責任は広く解釈されており、自動車の人身事故については、自動車の所有者などの運行供用者（※）に対し無過失責任を負わせています。運転の目的にかかわらず、自動車の所有権が使用者にある場合、その使用者の運転者が運転しているときに発生した事故であれば、使用者は責任を負うこととなります。また、運転が本来の業務でない者であっても、その自動車を運転しうる立場にある被用者が無断運転した際に起こした事故については、使用者に責任が認められています。

※ 運行供用者とは、自己のために自動車を運行の用に供する者をいい、実際に運転をしていた人だけでなく、自動車の運行から利益を受けている人等も含まれます。

<従業員が社有車で起こした自動車事故と会社の責任>

- 会社の業務中の自動車事故 ⇒ 会社は全責任を負う
- 会社の業務外の自動車事故（無断運転） ⇒ たとえ私用運転であっても会社は責任を負う

Q 当社は建設業ですが、下請け企業を使った場合で、その下請け企業で労災事故があった場合、元請である当社が保険給付の事業主証明を行うのでしょうか。

A 建設業では、一般的に数次の請負の形態とって作業を進めることが多く、また通常は元請が一括して労災保険に加入します。したがって、建設現場で作業を行う労働者が被災した場合、事業主証明は元請が行うのか、被災労働者を直接雇用している下請の事業主が行うか迷うところです。

この問題については、徴収法第8条は、「厚生労働省で定める事業が数次の請負によって行われる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする」としています。これは、元請負人が下請をさせた部分を含めてすべてに関して事業主として、保険料の納付などの義務を負うということです。したがって、ご質問の場合の事業主証明も、元請である貴社が行うこととなります。

なお、労災保険給付の手続きは、原則として被災者本人が行うことになっています。また、下請の事業者も安衛則第97条の規定により、管轄の労働基準監督署長に対し「労働者死傷病報告」を行う必要があります（休業4日以上は遅滞なく、休業3日以下なら四半期に1回）。

Q 当社は、派遣労働者を受け入れています。もしこの派遣労働者が業務中にけがをした場合、派遣先である当社が労災保険の手続きをするのでしょうか。

A 派遣労働者については、派遣元事業主に災害補償責任を負わせていると考えられており、労災保険法の適用に関しては、「派遣労働者を含めた派遣元事業場を一の事業として取り扱う」（昭61.6.30 基発第383号）とし、派遣元事業主を労災保険の適用事業とすることが適当としています。

実際に派遣労働者が災害にあった場合の手続きの注意点は、下記のようになります。

- 労災保険給付の請求書の事業主証明は、派遣元事業主が行います。
- ①派遣先事業主が作成した災害状況のわかる書類（労働者死傷病報告の写しなど）及び、②労働者派遣契約の内容等が記載された派遣元管理台帳の写しを請求書に添付します。
- 労働者死傷病報告は、派遣元と派遣先の各々が各々の管轄の労働基準監督署長に行います。